

三豊市監査委員告示第3号

平成27年度定例監査結果報告書(第1回)に基づき、措置を講じた旨の通知が三豊市長からあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月29日

三豊市監査委員 糸川 昇

三豊市監査委員 宝城 明

三 総 総 第 7 3 6 号  
平成 2 8 年 3 月 2 4 日

三豊市監査委員 糸川 昇 様  
三豊市監査委員 宝城 明 様

三豊市長 横山 忠始

監査の結果に関する報告に基づく措置について（通知）

平成 2 7 年度定例監査結果報告書（第 1 回）に基づき別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知いたします。

監査の結果に関する報告に基づく措置

監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善・検討事項)	措置の内容
健康課	<p>○栗島、志々島診療所の釣銭について 診療所の出納の取扱については、「三豊市国民健康保険診療所条例、同施行規則及び三豊市会計規則」等に基づき事務処理することとなるが、栗島、志々島診療所での釣銭を、職員個人(現金取扱員)が立て替えている事例が見受けられた。</p> <p>個人が立て替える行為は、公金と私金の混同を招く恐れがある。</p> <p>釣銭については、他の部局同様、公金からの借用とし、なおのこと現金の取扱については細心の注意を払い適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>○栗島、志々島診療所の釣銭について 定例監査(第1回)での指摘を受け、栗島、志々島診療所については、平成27年7月28日から、健康課が会計課から借用している釣銭を使用し対応するよう改善した。</p>
支所	<p>○支所日報、公金の受け渡しについて 支所の公金の取扱事務については、統一した方法で概ね適正に処理されている。しかし、一部支所において、支所日報受け渡しの際に香川県農協(三豊市指定金融機関)の取扱者及び受領印に整合性のない事例が見受けられた。</p> <p>公金の授受方法等については、市として指定金融機関に問合せし、回答を受け、各支所に周知済とのことだが、認識が十分ではないと考える。</p> <p>日報の受け渡し行為は公金(現金)の取扱であり、本人確認や受領印確認等、慎重且つ厳正な処理が求められるのは当然の事であり、例えば取扱者が代理になる場合には、お互いの事前確認は必須である。</p> <p>各支所においては、会計課指導の下、より適正な処理を行うこと。</p>	<p>支所の公金を、指定金融機関に受け渡す際には、日報に、金融機関の公金の取扱者である渉外担当者の印(農協名、日付、担当者氏名を含む専用印)を押印しているが、代理等に受け渡しする場合や担当者が変更した直後には、その使用印を日報に押印できないことから、平成28年2月22日から次のように改善した。</p> <p>① 香川県農業協同組合各支店が公金を取り扱う職員を選任した時は、その氏名と使用印を選任届により支所に報告する。(毎年4月当初)</p> <p>② 公金を取り扱う担当者や使用印を変更した時は、その都度農協支店から支所に変更届を提出し、その内容を報告する。</p> <p>以上の措置により、金融機関の取扱者と使用印を明確にし、公金の授受には厳格な取り扱いをする。</p>